

川西衛生センター包括管理運営業務  
落札者決定基準

令和2年8月

川西保健衛生施設組合

※※※※※ 目 次 ※※※※※

1	総合評価入札方式による受託者の決定	1
2	審査の流れ	2
(1)	参加資格審査	2
(2)	包括管理提案書及び入札書の審査	2
(3)	落札者の決定	3
(4)	審査フロー	4
3	入札参加者の備えるべき参加資格要件	5
4	定量化審査	6
(1)	定量化審査の基本方針	6
(2)	定量化審査の方法	6
(3)	定量化審査の項目及び配点	6
(4)	提案内容の得点化	7
(5)	業務価格の得点化	10
(6)	総合点数の算出	10
(7)	優秀提案者の特定	10

## 1 総合評価入札方式による受託者の決定

川西衛生センター包括管理運営業務（以下「本業務」という。）の委託業者には、業務対象となる施設の運営・管理に関する専門的な技術やノウハウの保有が必須となる。このため、委託業者決定に係る契約締結方式は、技術提案及び業務価格の総合的な評価によって落札者を決定する総合評価入札方式を採用する。

川西衛生センター包括管理運営業務落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、本業務の入札説明書類に基づき応募者から提出された書類（参加資格審査申請書類、包括管理提案書及び入札価格書）を、審査して落札者を決定するための基準を示すものである。

## 2 審査の流れ

総合評価入札方式における審査の流れは、次のとおりである。

### (1) 参加資格審査

#### ア 参加資格審査申請書類の確認

川西保健衛生施設組合（以下「本組合」という。）は、提出された本業務の入札に関する参加資格審査申請書類が全て揃っており、参加資格審査に支障のないことを確認する。この結果、提出書類に不備不足がある場合は、その参加資格審査申請書類の提出者を失格とする。

#### イ 参加資格審査

参加資格審査は、本組合が設置する川西衛生センター包括管理運営業務総合評価入札審査会（以下「審査会」という。）において行う。審査会は、参加資格審査申請書類により、応募者が、落札者決定基準「3 入札参加者の備えるべき参加資格要件（以下「参加資格要件」という。）」を満たしていることを確認する。この結果、参加資格要件を満たしている場合は、その参加資格審査申請書類の提出者に、川西衛生センター包括管理運営業務包括管理提案書（以下「包括管理提案書」という。）の提出を要請し、満たしていない場合は、その参加資格審査申請書類の提出者を失格とする。

### (2) 包括管理提案書及び入札書の審査

#### ア 包括管理提案書の確認

本組合は、提出された包括管理提案書の構成、項目等が全て整っており、包括管理提案書の審査に支障のないことを確認する。この結果、提出書類に不備不足がある場合は、その包括管理提案書の提出者を失格とする。

#### イ 包括管理提案書の審査

提出された包括管理提案書と要求水準書案との整合性及び提出図書間の整合性などを審査する。

性能やリスク分担に関する不整合、同一事項に対する2通り以上の提案等、重大な不整合が認められ、ヒアリング等においても改善が確認できない場合には、その包括管理提案書の提出者を失格とする。

#### ウ 業務価格の入札及び入札価格書の確認

本組合は、包括管理提案書に不備・不足等が認められない者に対し、川西衛

生センター包括管理運営業務要求水準書（以下「要求水準書」という。）を貸与し、業務価格の入札を執行する。

本組合は、入札価格書に記載された業務価格が予定価格を超えていないことを確認する。この結果、業務価格が予定価格を超える場合は、その入札価格書の提出者を失格とする。

## エ 定量化審査

審査会は、次の方法により包括管理提案書の内容と入札価格の定量化を行い、優秀提案者を特定する。

### （ア）受託実績に関する定量化

受託実績に関する提案内容について、落札者決定基準「4 定量化審査」で示す受託実績に関する得点化の基準に基づき、審査項目ごとに優劣を評価し、得点化を行う。

### （イ）一般要求事項に関する提案内容の定量化

一般要求事項に関する提案内容について、落札者決定基準「4 定量化審査」で示す一般要求事項に関する得点化の基準に基づき、審査項目ごとに要求水準書案との整合性、又は提案内容間の整合性を評価し、得点化を行う。

### （ウ）特定要求事項に関する提案内容の定量化

一般要求事項以外で本組合が特定する事項に関する提案内容について、落札者決定基準「4 定量化審査」で示す特定要求事項に関する得点化の基準に基づき、審査項目ごとにその優劣を評価し、得点化を行う。

### （エ）業務価格の定量化

入札価格書に記載された業務価格について、落札者決定基準「4 定量化審査」で示す業務価格を得点化するための算定式に基づき、得点化を行う。

### （オ）総合点数の算出

受託実績の審査、一般要求事項に関する提案内容の審査、特定要求事項に関する提案内容の審査及び業務価格に関する審査により算出された審査項目ごとの得点を合計し、総合点数を算出する。

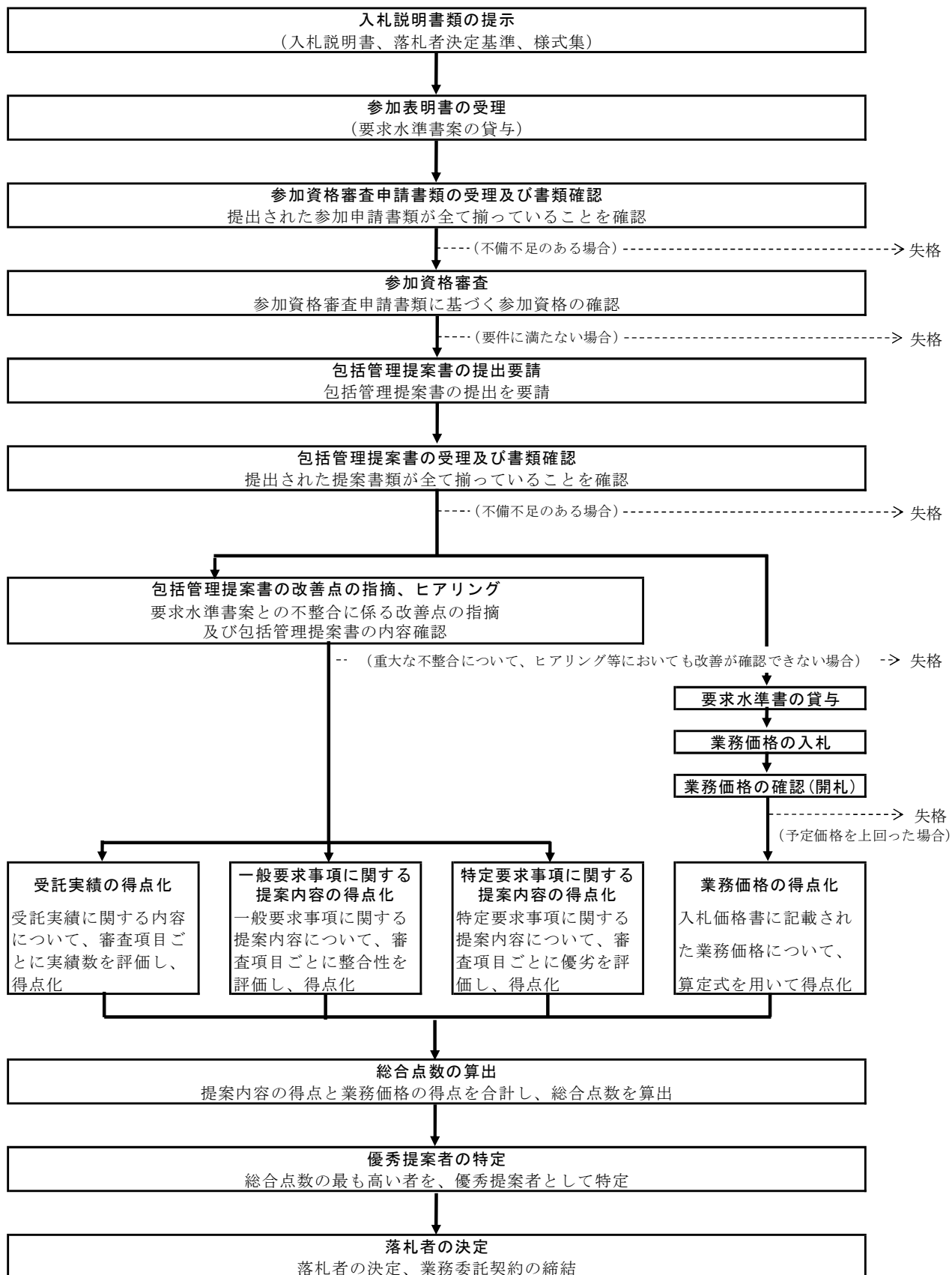
### （カ）優秀提案の特定

総合点数の最も高い者を、優秀提案者として特定する。

## （3）落札者の決定

本組合は、審査会の優秀提案者特定を踏まえ、落札者を決定する。

(4) 審査フロー



### 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

本業務の発注手続に参加することができる者は、次に掲げる（１）から（13）の要件を「応募から落札決定日まで」全て満たす者とする。

なお、複数の企業で構成する企業体（共同企業体等）の参加は認めないものとする。

- (1) 川西保健衛生施設組合の入札参加資格者名簿に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 川西保健衛生施設組合、長野県及び国から指名停止措置を受けていない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をした者においては、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定されている者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者においては、同法に基づく裁判所からの再生計画決定されている者であること。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく特別清算の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (9) 組織市町の暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団関係者でないこと。
- (10) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社の関係にある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合のいずれにも該当しない者
- (11) 一方の会社の会社法上の役員（以下「役員」という。）が他方の会社の役員の過半数を兼ねている場合又は一方の会社の代表権のある役員が他方の会社の役員を兼ねている場合のいずれにも該当しない者
- (12) 元請けとして、本業務と同種又は類似業務の受託実績<sup>※</sup>のある者
- (13) し尿処理に係る廃棄物処理施設技術管理者講習の管理課程を修了し、かつ、本業務と同種又は類似業務の経験がある技術者を専任で配置できる者

※本業務の発注手続における当該業務と同種又は類似の業務とは、以下に示す業務とする。

同種業務：し尿処理施設（汚泥再生処理センター含む。）における施設の運転管理に加え、用役の調達・管理及び設備の修繕・整備について包括的に運営管理を行う業務

類似業務：し尿処理施設（汚泥再生処理センター含む。）における同種業務以外の施設管理業務

- ・ 運転管理を行う業務
- ・ 運転管理に加え用役調達を行う業務
- ・ 運転管理に加え設備の修繕・整備を行う業務 など

## 4 定量化審査

### (1) 定量化審査の基本方針

本業務の目的を実現する上で必要な事項を審査項目とし、提案内容の定量化を図ることにより、客観的な視点から最も優秀な提案を特定する。

### (2) 定量化審査の方法

入札参加者から提出された包括管理提案書の提案内容及び入札価格書に記載された業務価格について、審査項目ごとに得点化を行い、それらを合計した総合点数の最も高かったものを、優秀提案者として特定する。

### (3) 定量化審査の項目及び配点

定量化審査における審査項目及び配点は、次のとおりとする。

審査項目		配点	
受託実績	i. 同種業務の受託実績	5	
	ii. 類似業務の受託実績	5	
	受託実績の配点計	10	
包括管理提案事項	一般要求事項	i. 運営管理体制の提案と要求水準書案の整合性に関する事項	4
		ii. 運転管理業務の提案と要求水準書案の整合性に関する事項	4
		iii. 施設保全業務の提案と要求水準書案の整合性に関する事項	4
		iv. 用役及び物品類の調達・管理業務の提案と要求水準書案の整合性に関する事項	4
		v. その他の提案と要求水準書案の整合性に関する事項	4
		小 計	20
	特定要求事項	I. 処理機能の適正維持及び効率的な施設運営に関する事項	10
		II. 地域の活性化に関する事項	10
		III. 施設の延命化対策に関する事項	10
		IV. 災害対策に関する事項	10
		小 計	40
	包括管理提案事項の配点計		60
入札価格書	業務価格に関する事項	30	
配点合計		100	



#### (4) 提案内容の得点化

##### ア 提案内容の得点化の方法

包括管理提案書の提案内容について、審査項目ごとに評価段階に基づく評価を行い、審査項目ごとの配点に評価段階における評価率を乗じ、審査項目ごとの得点を算出する。

##### イ 受託実績

###### (ア) 評価段階、評価基準及び評価率

受託実績の i の項目に関する評価段階、評価基準及び評価率は、次のとおりとする。

評価段階	受託実績	評価率
A	本業務の同種業務実績が 3 件以上ある。	1.00
B	本業務の同種業務実績が 1 件以上 3 件未満ある。	0.50
C	本業務の同種業務実績が 1 件もない。	0.00

受託実績の ii の項目に関する評価段階、評価基準及び評価率は、次のとおりとする。

評価段階	受託実績	評価率
A	本業務の類似業務実績が 3 件以上ある。	1.00
B	本業務の類似業務実績が 1 件以上 3 件未満ある。	0.50
C	本業務の類似業務実績が 1 件もない。	0.00

## ウ 一般要求事項

### (ア) 評価段階、評価基準及び評価率

一般要求事項の各項目に関する提案内容の評価段階、評価基準及び評価率は、次のとおりとする。

評価段階	一般要求事項の評価基準	評価率
A	当該評価項目において、要求水準書案を全て満足している。	1.0
B	当該評価項目において、要求水準書案との軽微な不整合、提案内容間の軽微な不整合が認められるが、ヒアリング等において改善が確認できる、または性能やリスク分担に関する不整合、同一事項に対する2通り以上の提案等、重大な不整合が認められるが、ヒアリング等において改善が確認できる。	0.5
C	当該評価項目において、要求水準書案との軽微な不整合が認められる、または提案内容間に軽微な不整合が認められ、ヒアリング等においても改善が確認できない。	0.0

### (イ) 評価の視点

一般要求事項に関する提案内容の評価する際は、審査項目ごとに次の視点に基づき行う。

審査項目		評価の視点
i	運営管理体制の提案と要求水準書案の整合性に関する事項	各審査項目に対する提案内容が、要求水準書案を満たしているか、また提案内容間の不整合がないかを評価の基本とする。要求水準書案を全て満足している場合には、配点の100%を付与する。要求水準書案との軽微な不整合、重大な不整合が認められる場合は、ヒアリングにおいて改善が確認できる場合には配点の50%を付与する。ヒアリングにおいても改善が確認できない場合は、軽微な不整合の場合には配点を付与せず、重大な不整合の場合には失格とする。
ii	運転管理業務の提案と要求水準書案の整合性に関する事項	
iii	施設保全業務の提案と要求水準書案の整合性に関する事項	
iv	用役及び物品類の調達・管理業務の提案と要求水準書案の整合性に関する事項	
v	その他の提案と要求水準書案の整合性に関する事項	

## 工 特定要求事項

### (ア) 評価段階、評価基準及び評価率

特定要求事項Ⅰ～Ⅳの項目に関する提案内容の評価段階、評価基準及び評価率は、次のとおりとする。

評価段階	特定要求事項の評価基準	評価率
A	当該審査項目において、大変優れている。	1.00
B	当該審査項目において、やや優れている。	0.75
C	当該審査項目において、一定の評価ができる。(標準)	0.50
D	当該審査項目において、やや劣っている。	0.25
E	当該審査項目において、大変劣っている。	0.00

### (イ) 評価の視点

特定要求事項に関する提案内容の評価する際は、審査項目ごとに次の視点に基づき行う。

審査項目		評価の視点	
I	処理機能の適正維持及び効率的な施設運営に関する事項	処理機能の適正維持及び効率的な施設運営のための取組みに対する具体性、妥当性・合理性、実現性・効果	各審査項目に対応する提案内容が、具体的に示され、妥当性・合理性を有し、かつ実現可能で効果のあるものであるかを評価の基本とする。一定の評価ができる場合に、配点の50%を付与し、より優れた提案と認められる場合に、配点の残り50%を優秀の度合いに応じて加点する。一定の評価ができない場合には、その度合いに応じて減点する。
II	地域の活性化に関する事項	地域の活性化策の具体性、妥当性・合理性、実現性・効果	
III	施設の延命化対策に関する事項	施設の延命化対応策の具体性、妥当性・合理性、実現性・効果	
IV	災害対策に関する事項	災害対策の具体性、妥当性・合理性、実現性・効果	

## (5) 業務価格の得点化

### ア 業務価格の得点化方法

入札価格書に記載された業務価格について、得点化のための算定式により点数を算出する。

### イ 算定式

業務価格のうち最も低い価格（以下「最低価格」という。）を30点とする。

それ以外の提出者の価格点数は、予定価格<sup>※</sup>と各提出者の業務価格の差と、予定価格<sup>※</sup>と最低価格の差との比率で算出する。

なお、点数は小数点以下第2位を四捨五入した値とする。

$$\text{価格点数} = (\text{予定価格}^{\ast} - \text{各提出者の入札価格}) \div (\text{予定価格}^{\ast} - \text{最低価格}) \times 30\text{点}$$

予定価格<sup>※</sup>：消費税及び地方消費税相当額を控除した金額

## (6) 総合点数の算出

包括管理提案書の提案内容に関する審査及び業務価格に関する審査により算出された審査項目ごとの点数を合計し、総合点数を算出する。

## (7) 優秀提案者の特定

総合点数の最も高い者を優秀提案者として特定する。